

本江威憲氏ヒアリング

辻刑事局総務課長 次に、本江先生から御意見を伺いたいと思います。本江先生は、最高検察庁公判部長を最後に御退官された元検察官であられまして、現在は公証人を務めておられます。最初に、大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

千葉法務大臣 本江先生には、今日は私どもの勉強会に御出席を頂きましてありがとうございます。多くの皆さんから御意見を頂きながら、この勉強会、議論をこれからもさせていただきたいと思っておりますので、忌たんのない御意見を今日はちょうだいできますよう、よろしく願いをする次第でございます。ありがとうございます。

辻刑事局総務課長 それでは本江先生、よろしく願いいたします。

本江威憲氏 御紹介いただきました本江威憲でございます。既に検事を退官しましてから10年余りになりますが、在任中に法務省の保護局長を2年ほど務めた御縁で、現在は更生保護、つまり刑務所や少年院から出てこられた人たちの社会復帰、立ち直りの事業に従事しております。現在、全国更生保護法人連盟の理事長も務めている次第でございます。

本日御指名を頂きましたのは、私が現役時代、昭和62年から2年間、東京地検刑事部の本部事件係検事というポストを務めたことからだと思います。本部事件というのは、殺人、強盗殺人の重大事件で犯人が容易には判明しないと思われる事件等の中で、所轄の警察署の刑事課に任せておいたのでは困難を極めると思われるということで、警視庁刑事部捜査一課が直接捜査本部を設けて自ら捜査をする事件でありまして、本部事件係は、そういう事件だけを取り扱う検察官の係であります。したがって、本日テーマになっております死刑か無期懲役かということが求刑の段階で常に問題になる事件を相当数扱います。そういうこととお呼出しがあったのだと思います。しかし、私は学者ではありませんし、死刑の問題について常日ごろから研究を続けているわけではありませんので、そういう私に話をしろということは、結局はこの種事件の第一線の現場で捜査を担当している、あるいは公判を担当している検察官として、死刑あるいは死刑制度というものがどういうふうに映っているのか、現場の経験を踏まえて意見を述べよ、こういう御趣旨かと思ってお参上いたしました。そういう観点から、私個人の意見を申し上げたいと思います。私の申し上げたいことは、レジュメの形で皆様方のお手元に行っている

思います。今日は時間がありませんので、そのうちのごく一部をかいつまんでお話ししたいと思っております。

この死刑の問題は、つまるところ死刑制度を存置すべきか廃止すべきかということに尽きるのではないか、あるいはその点が最も中心的な課題ではないかと思っております。したがってそういう観点でお話を申し上げますが、私は十数年前に死刑の問題についてはかなりの論文を読ませていただきました。その結果、当時の記憶で申し上げれば、死刑を存置すべきか廃止すべきかということについて、理論的にどちらかの結論を出すことは不可能な問題だという結論を出した記憶がございます。つまり、この問題は、政策的決断の問題であると理解をしております。

それからもう一つ、この死刑問題を考える場合には、一般に存置論、廃止論については、非常に多くの意見が述べられておりますけれども、まずもって死刑が求刑され、あるいは死刑の判決が言い渡された具体的な事件を自らの目で見ると、少なくとも事件記録を何件か読んでみるということから始めないと、結論がおかしくなるのではないかと思っております。そういう意味で、具体的な事件を申し上げたいところではありますが、時間の制約もありますので、事件そのものの罪体の残虐さ、凶悪さという問題については、平成11年に検察官が控訴審の無期懲役判決を不服として死刑を求めて最高裁判所に上告した5件の事件について判決又は決定が言い渡されておりますので、大体の方はそれらを御覧いただくことにいたしまして、私はあまり書いたものがない、殺人の被害者の遺族がどういうことを検察官や裁判官に求めているのかという観点から、具体例を一、二申し上げたいと思います。不正確になってはいけませんので、当時私がある法律雑誌に、記録を見ながら執筆したある事件の関係者の供述を紹介します。

この事件は、東京都内で起こった、あるアパートに住んでいた夜寝ていた大学卒の女性の家に窃盗の目的で忍び込んで、気付かれたことから、その女性ののど元を所携の刃物で一突きにして殺害したという事件であります。当時彼女は婚約をしておりまして、非常に悲惨な事件でありました。そのときの婚約者は、どういうことを言っているかといいますと、警察官の調べの際に、「極刑にしてもらいたいというのが正直な気持ちです。」と言っています。検察官に対しては、「極刑になっても当たり前だと思います。それでも彼女は私のもとに返ってこないのですから、まだ足りないぐらいです。」と言っています。またその父親は、警察官に対して、「何で娘が殺されなければならないのだ。死刑を望みます。安全であるべき自分の部屋で理由もなく刺し殺されるなんて、神も仏

もこの世にはないのかと強い怒りが込み上げてきます。残念で残念で仕方がありません。今の世の中ではできないことですが、私とその男に飛びかかり殺してやりたい気持ちでいっぱいです。絶対に許すことはできません。死刑を望みます。」、このように述べておりまして、私のもとに400字詰め80枚ぐらいの綿々と被害感情をつづったものを提出してまいりました。それには、「犯人を八つ裂きにし、引きずり回してもまだ足りない。余りにも憎く、どのような言葉でも我々肉親の感情をあらわすことはできない。どうしても死刑、それもなぶり殺してほしい。どんなに怖かったか、父には分かる。父が自分で代わってやりたいと思う。想像すればするほどつらく、胸が痛む。人を殺すことが悪いということは、どんな人間でも知っている。それが分からない人間がもし存在しているとすれば、それは有害な動物として直ちに抹殺すべきだろう。」と述べております。次に母親がどのように言っているかといいますと、「犯人が死刑になれば、私が行ってボタンを押してやりたい気持ちです。罪のない人間を刃物で刺し殺すということは人間ではないと思います。絶対死刑を望みます。それでも娘は帰ってこない。」。また、第二人は死刑を望みまして、「犯人は自分で起こしたことですし、自分で責任をとるのは当然です。」と述べています。それでも、この事件では、死刑を求刑いたしませんでした。

またもう一件申し上げますが、ある事件の公判廷で被害者の妻が法廷に出てきて、検察官の「処罰についてどのようなお気持ちでおられますか」という質問に対して、「同じようにしてあげたいと思います。」と答え、「死刑にしてほしいということですか。」という質問に「はい」と答え、弁護人からの「罪を憎んで人を憎まずという格言があるのはどう思いますか。」という質問に対しては、「今言った格言はこういうことに使われるみたいですが、物をとられたとかけがをさせられたとか、あと両手足をとられてもいいです。命だけ助けてくれれば、それは私は許します。けれど命をとられました。許すことはできません。申し訳ないですけども。」と、このように述べております。現場の法執行機関としての検察官、裁判官も同じでありますけれども、こういう被害者の遺族の声をしばしばというか、日常的に聞きながら、捜査に当たり、公判に当たり、求刑をしているわけであります。

こういう遺族たちの気持ちの中心にあるのは、やはり復しゅうの気持ちであります。しかし、被害者の遺族に復しゅうを個人的にすることは国が許しておりません。復しゅうをしてもだれも異を唱えないような被害者の地位にありながら、国家はその復しゅう

の権利をはく奪しております。そういう中で、法執行機関である検察官は、どういふことを念頭に置いて事件処理に当たらなければならないのか、ということが問題になると思います。遺族は抑えても抑えても突き上げてくる、そういう無念の気持ち、愛する人を奪われた寂しさ、そしてそれを日常的に感じながら復しゅうの念に燃えてくる。そういうものを何とかして慰ぶしなければならないし、刑事手続というものはそういう犯罪によって失われた被害を回復するための手続ですから、法執行に当たる検察官としては、そういう被害者の遺族の気持ちを十分に考慮して、彼らがある程度は納得できる刑を求刑しなければならない。

その場合に何が問題かといいますと、そういう被害者に対して、あるいは国民に対してもそうありますが、人権主義だとか人道主義とかいうような抽象性の高い言葉でもって我慢しなさいと、国が代わって処罰をしてあげますから我慢しなさい、そういう抽象的な言葉ではとても納得させられるものではありません。検察官が求刑を考える場合に最も重要なことは、罪の重さと刑の重さの均衡を図ることです。「罪刑の均衡」というそうではありますが、それなくして、こういう事件に対する刑事手続の正義、正しい在り方は考えられません。もし罪刑の均衡を図らなければ、恐らく極端な場合は復しゅうも行われるでありましょうし、仮にそうでなくても刑事司法に対する国民の信頼はどんどん薄らいでいくであろうと思います。もしそうなれば犯罪も増えるでしょうし、そしてまた捜査に対して国民の協力も得られなくなるのではないかと考えております。罪刑の均衡ということは、どうしても必要なことではないかと思ひます。そういう状況でありますから、被害者の遺族の声を聞いている検察官としては、あなたは何人殺しても、どのような残虐な方法で人を殺しても、あなたの命だけは国家が保障してあげます、というようなことはなかなか言いにくい。それが現場の検察官の気持ちであります。

時間がありませんので、先へ進みます。私も検事ですから、多少は理論的な問題も触れなければならないと思ひます。死刑廃止論の意見が学者の皆さん方の中に大きいようでもありますけれども、私は現場でたくさんのこういう事件を扱ってきた者として、なぜそんなに死刑廃止論が多いのかということを考えますのに、死刑廃止論を唱えられる方々が事件の記録を御覧になっているのだろうか、あるいは法廷で一つの死刑が言い渡されるような事件を一貫して傍聴されたのであろうか、そういう、まず具体的な事件に接し、その中で人として感じ取り、そして死刑を全面的にいかなる場合にも廃止すべき

だという結論に達するのかどうか、そのところをお考えいただきたいと思うのであります。

若干理論的な問題に移りますけれども、第一は、死刑廃止論の方の中に、死刑に抑止力はないということを言う人がいます。あるいは死刑に抑止力があるということは証明されていないということを言う人がたくさんおられます。果たしてそうであろうか。私が多くのこの種の事件を担当して捜査をしておりますときに、殺人の瞬間あるいは殺人の5分前、1分前、そういうときに犯人が死刑を念頭に置いて、それでも私は殺すのだという決意を固めて殺人行為に及ぶのかというと、私は実際にそういうことがあるのかどうか質問をしたことはありません。ありませんけれども、恐らく想像としてはないのだらうと思います。検察官が被疑者の取調べをするときには、殺人の動機から始まって殺人行為に及ぶまでの刻一刻の心理の動きを静かに聞きます。そのことに集中するものですから、こちらの方からあれこれ質問をして死刑を考えたことがあるかなどというような質問はしたことはありません。だから何とも言えませんけれども、死刑を念頭に置きながらなおかつやったというような事件は、私が担当した事件の中にはありませんでした。

それでは死刑というものは、こういう殺人の犯人たちに全く意識されてないのかというと、私はそんなことはないのだらうと思います。心の底のどこかで死刑の問題があると思いますし、実際問題として、人はだれでも、恐らく小学校か中学校のころだと思えますけれども、刑罰の中に死刑というものがあるのだということを知ることになります。おそらくそのときは驚きの気持ちを持って恐れおののく気持ちだらうと思います。そして、その死刑というものの存在を知ったときに、人を殺すということはいかに重い罪であるかということ自分で体得するのだらうと思います。そして、死刑を頂点として段階的に組まれている刑罰の体系を知り、罪を知ることによって、刑事法における法規範意識というものが形成され育っていくのだらうと思います。そして、そういう法規範を身につけたが故に、だれしもそういう死刑というような危険なところに近づかないように日常的に生活をしているのではないかと思います。そういう意味で、死刑というものは抑止力がないどころか、実際のところは大きな大きな抑止力になっているのではないかと思います。

もう少し理論的な問題を言いますと、無期懲役とか懲役刑、禁錮刑、罰金刑、それぞれに犯罪についての抑止力を認めない人はいないと思いますし、重い刑罰ほど強い抑止

力が働くということを認めていると思うのです。無期懲役のところまでは抑止力を認めるけれども、死刑のところだけは抑止力がないとか、より強い抑止力があることを認めないというのは、余りにも不自然なことだと思います。論理矛盾だと思いますし、そういうふうに唱えておられる方々が自分で本当に抑止力がないと思っておられるかというところ、私はそんなことはないだろうと思います。死刑についての抑止力があることを正直に胸に手を当てて考えれば、やはりあることは認めておられるのだろうと思います。実際のところ、総理府か総務省の世論調査によりますと、死刑を廃止すれば重大犯罪が増えると思いますか、増えないと思いますかという質問に対して、62%の人が増えると思うと答えていると言われます。そうすると、一般国民は死刑という問題について、抑止力を正面から認めていると言わざるを得ないのではないかと思います。

第二は、誤判の問題であります。よく万一誤判があったらどうか、死刑にしてしまったら大変なことになって取り返しがつかないということを言う人がおられます。これは一見もっともらしく聞こえるのでありますけれども、これに対する答えは、誤判というようにすることがないようにしなければならないのだ、ということであります。それ以外に方法はない。死刑に誤判があってはならないけれども、無期懲役なら誤判があってもいいということにはならないのだろうと思います。無期懲役にもやはり誤判があってはならない。10年以下なら誤判があってもいいということになるのかと伺いますと、それもあってはならない。誤判ということは絶対にあってはならないし、そういうふうにならないように最大限の努力をしなければならないものです。またシステム的にも現在は刑事訴訟法によって厳格な規制のもとで、捜査が行われ公判が行われております。そういう中で一つ一つの刑が確定していくわけであります。上訴の制度もあります。再審の制度もあります。そして、死刑に関しては、特に最後は一般の刑が検察官の指揮によって執行されるのに対して、法務大臣の執行命令によって行われることになっております。法務大臣の命令によって行われるということは、法務大臣個人が御判断されるということだけではなくて、法務省は全力を挙げてその執行を判断するということでもあります。そういう意味で、非常に手厚く間違いがないような制度になっているのであります。

確かに裁判というものは人間が行うものでありますから、もし絶対に誤判がないようにするということが出来れば、あるいは絶対に誤判がないかということになれば、抽象的には誤判が絶対ないとはだれにも言えないだろうと思います。しかし現実問題として、死刑が確定していくような事件では、100%間違いがないという事件ばかりだろうと思

います。私自身は最終的には死刑を求刑した事件はありませんけれども、私はたくさんの人について無期懲役を求刑いたしました。そういう事件を実際に自分で思い返してみても、あれは犯人でなかったかもしれない、というような事件は全く1件もありません。証拠を見て一つ一つ確定していく、その作業をしっかりとやれば、無実かもしれないという事件で有罪が確定していくことなどめったにあるわけではありません。歴代の法務大臣は死刑執行命令を出されますけれども、もちろん部下の検事からいろいろお聞きになることもあるでしょうけれども、御自分も御判断になって、間違いないと思われるから執行命令を出されるのだと思うのです。検察官も同じであります。もし疑いがあるのならば、それは死刑を廃止するとかあるいは死刑に処さないということではなしに、無罪を言い渡すべきなのであります。それが人類の知恵であって、検察官が、裁判官が有罪を確信し、そして法務大臣も有罪を確信して刑の執行に処せられるときに、抽象的に誤判のおそれがあるから死刑を廃止すべきというような議論は、非常に空虚な議論だと思います。自分で記録を検討し、あるいは捜査を担当して、間違いがあるかどうかということを御判断なさるべきだと思っております。

最後に、これはごく最近の問題でありますけれども、裁判員制度が今年の5月から施行されました。一般国民に裁判に関与してもらうことになるのですから、死刑というのは荷が重過ぎるのではないか、したがって死刑は廃止するべきであるというような議論がまことしやかになされているやに聞いております。私は、この裁判員制度というのは、現代の日本の社会には絶対に必要なものだと思います。なぜかといいますと、難しいことはお上に任せておけばいいのだ、というようなことを続けている国は、私はいつまでたっても一流国にはなれないのだと思うからです。国民一人一人が自分で責任を持って、責任を負いながら国家の意思の決定に参画していく、それが民主主義の根幹だと思いますし、裁判員制度を国会が導入されたその根本のところには、国民に対する信頼があるのだと思います。私もフランスに留学いたしまして、参審制度という、プロフェッショナルな裁判官と一般市民が協働して判決を言い渡す、そういう裁判を幾つも見まいりましたけれども、立派に適正な裁判をやっております。外国でできるものが日本でできないわけがない。まして、そういう立派な、国民を信頼する制度をつくっておきながら、こと死刑に関してはあなたには裁く資格がない、能力がないなどということは歴史の針を逆戻しするようなことでありまして、私はもっともっと国民を信頼していくべきものだと思っております。

日本は自由な国でありまして、あらゆる情報、国民に必要な情報は国民のところに届くようになっている、そして教育水準も高い。そういう中で、死刑があるから裁判員制度は成り立たないとか、裁判員制度があるから死刑は廃止すべきだなどということは本末転倒の議論だと考えております。あるいは、裁判員制度を続けることによって死刑についての国民の意識が変わることが抽象的にはあるかもしれませんが、それはずっと遠い将来のことであろうと思いますし、それはまたそのときのことで、現在まだ裁判員制度を導入したばかりのときに、そのような議論は時期尚早だと考えております。

時間が参りましたので、この程度にとどめさせていただきます。御静聴ありがとうございます。

辻刑事局総務課長 ありがとうございます。それではただいまの御意見、御説明に關しまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

岩尾刑事法制管理官 一つ御質問させていただきます。裁判員制度は国民に対する信頼のもとでできた制度であるということは、先生のおっしゃるとおりだと思います。その裁判員制度の中で今後現実的に死刑問題を取り扱っていくとした場合に、どのような情報をどういう形で国民に提供するということが考えられるのかという点で何かアイディアがございましたら教えていただきたいと思います。

本江威憲氏 私の方から特に御提案申し上げるようなことはございませんけれども、よく言われる、死刑は全員一致でやれとかいうようなことが時々言われます。ただアメリカに行って向こうの検察官等に聞いてみますと、これほど価値判断が多様化した社会の中で、とにかくアメリカは全員一致という州が多いものですから、全員一致というのをとるのは至難の業だ、まずそういうことはとれないというように言っておりました。そういうことで、厳格な手続ということをあるいは考えておられるのかもしれませんが、とりあえずはもう少し経験を積んでみないと見えてこないのではないかと考えております。

中村法務大臣政務官 最初の方の御主張の中で、まず死刑事件の記録をよく読んで判断する必要があるのではないかと御提案を頂きました。今国民が死刑事件について記録を読もうとしても、なかなか入手が簡単ではないかと思ひますし、どこまでプライバシーの関係で公開したらいいのかというような非常に難しい問題もあろうかと思ひます。どのような程度、どういう形で公開するのがいいのか、もし御提言がありましたらお教えください。

本江威憲氏 事件記録というのは非常にプライバシーの塊のようなものでありますから、そう軽々にだれにでも見せるというわけにはいかないのはよく分かっておりますが、この問題に非常に熱心に取り組んでおられる著名な学者の方々たちもおられると思います。そういう方が一定の目的を話して記録を保管している検察官に申請されれば、あるいは道が開けるのかもしれませんが、もしそれができなかつたら、死刑求刑事件ではないかというような重大な事件を公判廷で最初から最後まで傍聴するというやり方もあると思います。いずれにしても、具体的な事件記録なり写真なり、あるいは被害者の遺族の声を聞くとか、そういうことを実際にやってみないと、一般に死刑廃止論者の念頭に置いておられるのは、私は死刑執行の非常に冷徹な場面を念頭に置いて主張されていることが多いのではないかと推測しております。やはり血みどろになった現場とか、あるいは幾つもの死体の状況とか、あるいは一人一人の遺族の声を聞くとか、そういうものを併せて考えないと、一方的に死刑執行の場面だけを念頭に置いて死刑廃止論ということをやっても、おそらく国民はついてこないだろうし、むしろ一般国民は死刑執行の冷徹な恐ろしさもよく知っていますし、殺人事件の恐ろしさ、身内を奪われた遺族の悔しさ、そういうものも私はよく知っているのだと思うのです。その上で現在85%という人たちが死刑を容認している、そういう現実を踏まえれば、私は、国民は実際には、凶悪事件の実体も、死刑の冷徹さもよく知っているのだと思うのです。それをもしもっと知らせていくべきだということだとすれば、やはり犯罪現場あるいはその犯罪の実情、そちらの方までよく目を行き届かせて調査して、自分の目で確認して、その上で死刑の廃止論なら廃止論を唱えるのがあるべき姿ではないかと思っております。

中村法務大臣政務官 今回の御主張を端的にまとめますと、事件記録についてはプライバシーの塊なので多くの人に公開するわけにはいかない。だから関心のあるような実務家ないしは研究者、そういった方々で、その情報の扱いについて検討する委員会なりそういったものをつくり、そして公開の程度を決めていくことによって、廃止論者の議論の材料にすることができる、そういった御提言だと受けとめてよろしいでしょうか。

本江威憲氏 それが一つの方法だと思いますね。確かにだれが来ても見せられるというものではないことは間違いありませんので、一定の程度に限られることもやむを得ないかと思っております。もしそういう正式の検討会、研究会ができるのなら、それなりに検察庁も対応されるのではないかと思っております。

辻刑事局総務課長 よろしいでしょうか。それでは本江先生、ありがとうございました。

以上で本日予定をしておりました御意見を伺う場は終了いたしましたので、本日の勉強会はこれで終了としたいと思います。どうもありがとうございました。